



「第8次徳島県保健医療計画」(素案)について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、医療機能の分化・連携を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、医療法第30条の4の規定に基づき、第8次徳島県保健医療計画の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月8日(金)～令和6年1月9日(火)

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く))

3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県保健福祉部医療政策課地域医療・医師確保担当

電話: 088-621-2738 FAX: 088-621-2898

メールアドレス: iryouseisakuka@pref.tokushima.jp

(提出方法について) 徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話: 088-621-2096 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
(パブリックコメント)



Q1 「第8次徳島県保健医療計画」ってどんな計画？

徳島県では、医療法に基づき、医療資源の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る総合的な保健医療提供体制の確立を目指し、昭和 62 年 11 月に「徳島県地域医療計画」を策定し、その後、見直しを行ってきました。

平成 30 年 4 月に公示した「第7次徳島県保健医療計画」の策定から6年が経過する中、本県の今後の保健医療提供体制のあり方をあらためて検討し、県民のニーズに的確に対応した更に良質かつ適切な保健医療を提供できる体制の構築を推進するため、「第8次徳島県保健医療計画」を策定することとしました。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

医療機能の分化・連携を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的とした「第8次徳島県保健医療計画」について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

(→ 別添資料を参照してください。)



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。